

民法(相続関係)改正法の施行期日について

民法(相続関係)改正法の施行期日は、

- (1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策 2019年1月13日
- (2) 原則的な施行期日 2019年7月1日
(遺産分割前の預貯金の払戻し制度, 遺留分制度の見直し, 相続の効力等に関する見直し, 特別の寄与等の(1)・(3)以外の規定)
- (3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等 2020年4月1日
になりました。

相続法改正は段階的に施行されます。

民法(相続関係)改正法は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者居住権という新たな権利を創設するなど、昭和55年以来約40年ぶりに相続に関する規律を見直しを行うものです。

この改正法は、上記のとおり、**2019年1月から段階的に施行**されます。これは、それぞれの規定の内容に照らして、周知や準備に要する期間がどの程度必要かなどを考慮した上で、できるかぎり早期に施行されるようにしたものです。法務省としては、それぞれの規定の施行に向けて、十分な周知活動を行っていくことを予定しています。